

4年課程の教育訓練を受講される場合は、給付金が最大4年支給されます

平成31年4月1日から、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程及び専門職大学・専門職学科の課程を受講される方は、教育訓練給付金の支給上限額について、通常3年分に加えて、**4年目受講相当分が上乘せ**される事があります。

対象講座（平成31年4月1日現在）

管理栄養士

東京栄養食糧専門学校（東京）

支給対象者のモデル例

4年課程の教育訓練を受けた場合

160万円(資格取得等した場合、224万円)(※)

※支給の上限額は、**年間40万円**（資格取得等した場合、**年間56万円**）となります。
通常、3年課程の教育訓練を受けた場合の上限は120万円（資格取得等をした場合、168万円）

<支給例>

【例】訓練期間：4年間、入学料：10万円、6か月ごとの受講料：50万円

- ◆教育訓練経費とは、受講者が教育訓練施設に対して支払った入学料と受講料の合計となります。
 - ◆支給額は受講者が支払った教育訓練経費の50%（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の20%（合計70%））です。
 - ◆専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとの期間で支給額を決定します。
- 下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第8期としています。

	教育訓練経費	支給額
第1期	60万円（入学料含む）	30万円
第2期	50万円	10万円（※1）
第3期	50万円	25万円
第4期	50万円	15万円
第5期	50万円	25万円
第6期	50万円	15万円
第7期	50万円	25万円
第8期	50万円	15万円
資格取得等した場合	—	64万円(※2)
合計	410万円	224万円

※1 50万円×50%=25万円だが、第1期と合わせた年間の上限が40万円であるため、40万円－30万円＝10万円

※2 410万円×20%=82万円だが、資格取得等した場合の上限が、224万円であるため、224万円－160万円＝64万円

ご注意ください

次の方は給付上限上乘せの対象外となりますので、ご注意ください。

★既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（専門実践教育訓練の受講開始日10年以内の期間内に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）

★高収入の在職者である方（法令上訓練期間が最短4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金の日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60～64歳の者については45%）屈折点における額以上である方）

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークにお尋ねください。

